

食安輸発0804第2号  
平成22年8月4日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産はちみつ及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第2号（最終改正：平成22年8月4日付け食安輸発0804第1号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産はちみつにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、クロラムフェニコールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2（輸出者（製造者）の欄を除く。）及び別表第1の3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

| 検査強化日     | 対象国 | 対象品目        | 検査項目       | 輸出者（製造者）  |
|-----------|-----|-------------|------------|---|
| 平成22年8月4日 | 中国  | はちみつ及びその加工品 | クロラムフェニコール | ZHEJIANG JIANGSHAN HENGLIANG BEE PRODUCTS CO., LTD. |